

## 新しい地域コミュニティ構築推進事業委託業務に係る 公募型プロポーザル実施要領

### 1 業務概要

(1)業務名 新しい地域コミュニティ構築推進事業委託業務

#### (2)背景

人口減少や高齢化の進行、共働き世帯の増加、価値観やライフスタイルの多様化などにより、従来型の自治会活動や役割を前提とした「ご近所づきあい」は、多くの市民にとって心理的又は時間的な負担となりつつある。その結果、地域コミュニティとの関わりを避け、又は距離を置く市民も増加している。

また、自治会をはじめとした地縁組織においては、担い手不足や加入率の低下が進行しており、役員の選出についても、くじや輪番制に依存する状況が見られるなど、従来のような継続的かつ主体的な地域活動の展開が難しくなりつつある。

一方で、防犯、防災、高齢者や子どもの見守り、地域の美化活動といった「互助・共助」の役割は、少子高齢化の進行に伴い、これまで以上に重要性を増している。

また、市民実感度調査においても、地域のつながりや支え合いに対する実感が十分とはいえない状況が確認されている一方で、テーマや関心を起点とした活動への関心の高さも見られる。

このような状況を踏まえると、従来の地縁組織への支援を継続しつつ、市民が関心やテーマを入口として地域と関わることのできる環境を整備し、日常の中に緩やかな関係性を育てていくことが重要である。

また、こうした関係性の中で、従来の「互助」や「共助」に加え、近隣住民同士が日常的にゆるやかにつながり、無理のない範囲で支え合う関係、いわゆる「近助(きんじょ)」の考え方を取り入れていくことが求められる。

本事業では、地域活動やコミュニティとの接点が希薄な市民に対して、新たな関わりのきっかけを創出することを重視する。

【関連指標の状況】令和7年度 市民実感度調査

「どちらでもない」から「まったくそう思わない」とした回答率

近所に気軽に声をかけあえる人がいる	28.3%
困ったときに助けてくれる人が地域の中にいる	35.4%
地域で住民同士が支え合うことができている	45.9%
地域の多様な人と関わりがあると思う	60.3%
自治会活動に参加している又は参加したいと思っている	50.9%

### (3)目的

本業務は、市内に存在する多様な市民活動及び地域活動を起点として、市民が関心やテーマを入口に地域と関わることができる環境を整備し、多様な関わり方を通じて緩やかなつながりが持続する新たな地域コミュニティの形成を促進することを目的とする。また、本業務の実施により、将来的に次に掲げる課題の解決に資することを旨とする。

#### ア 防災分野における地域の脆弱性の補完

平時から顔の見える関係性を構築し、災害時における避難の声掛けや住民相互の迅速な助け合いにつなげる。

#### イ 転入者の孤立防止及び子育て世帯の安心感の醸成

濃密な地縁組織への参加に負担を感じる転入者に対し、参加しやすい緩やかなつながりを提供する。また、子育て世帯が地域と自然につながり、安心感を得られる環境を整え、定住意向の向上を図る。

#### ウ 高齢者支援及び介護分野における地域包括力の向上

後期高齢者の増加及び坂の多い地域特性を踏まえ、高齢者の孤立化を防ぐため、「歩いて行ける距離」での交流機会を創出し、孤立の防止及び支援の早期把握につなげる。

### (4)業務内容

別紙「新しい地域コミュニティ構築推進事業委託業務仕様書」のとおりとする。

なお、本業務は、仕様書に示す基本的な考え方及び必須の業務項目を前提としつつ、具体的な実施手法、工程、実施体制及び実施規模について提案を求めるものである。

### (5)業務期間

契約締結日から令和 10 年 3 月 31 日(金)まで

---

## 2 業務に要する費用(予定価格)

8,000 万円(税込)

(内訳)令和 8 年度及び令和 9 年度の各年度の上限度額 4,000 万円(税込)

なお、参考見積書の金額が、業務に要する費用(予定価格)を超過した場合は失格とする。

---

## 3 参加資格

(1)プロポーザルに参加できる者(以下「提案者」という。)は、次に掲げる事項をすべて満たす者とする。

- ① 公示日現在から受託候補者特定の日まで、生駒市より入札参加停止措置を受けていないこと。
- ② 地方自治法施行令第 167 条の 4 第 1 項の規定に該当しないこと。

- ③ 破産法の規定により破産手続開始の申立てがなされていないこと。
  - ④ 会社更生法に基づき更生手続開始の申立てをしていないこと、又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てをしていないこと。ただし、会社更生法の規定による更生計画又は民事再生法の規定による再生計画について、裁判所の認可決定を受けた者を除く。
  - ⑤ 国税及び地方税を滞納していないこと。
  - ⑥ 次のアからオまでのいずれにも該当しないこと。
    - ア 役員等が暴力団員であると認められるとき。
    - イ 暴力団又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。
    - ウ 役員等が、その属する法人若しくは法人格を持たない団体、自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で、又は第三者に損害を与える目的で、暴力団又は暴力団員を利用していると認められるとき。
    - エ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等、直接的若しくは積極的に暴力団の維持及び運営に協力し、又は関与していると認められるとき。
    - オ ウ及びエに掲げる場合のほか、役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。
  - ⑦ 公示日から過去 5 年間において、仕様書第 7 項(1)から(3)までに掲げる業務のいずれかに類する取組実績を有し、本業務の遂行に必要な経験及びノウハウを十分に有していること。
- (2)グループ又は共同企業体(以下「グループ」という。)による提案も可能とする。その場合、すべての構成団体についても参加資格①から⑥までをすべて満たさなければならない。また、グループの代表者は、その責任において本業務全体の進捗管理及び取りまとめ等を行うこととする。なお、グループの構成団体となった場合、別に単独又は他のグループに参加して本プロポーザルの提案者となることはできない。

---

#### 4 オンライン概要説明会

オンライン概要説明会は、本事業の背景、目的、提案対象範囲、実施条件等に関する共通理解を図るために実施する。オンライン概要説明会に参加しない場合は、プロポーザルに参加できないものとする。なお、説明会当日は、事業全体に関する質疑を受け付けるものとする。

(1)開催日時:令和 8 年 5 月 12 日(火)

①10 時 30 分から 12 時 00 分まで ②15 時 00 分から 16 時 30 分まで

(2)開催方法:Zoom を使用する。申込受付終了後に参加用リンクを送付する。

(3)参加人数:各団体及び各グループにつき 3 名以内とする。

(4)参加申込:オンライン概要説明会参加申込書(様式1-1)に必要事項を記入の上、令和 8 年 5 月 11 日(月)16 時までに電子メールで生駒市役所地域コミュニティ推

進課へ提出すること。なお、説明会開催日時までに受付完了メールを送付する。メールが届かない場合は、電話等により問い合わせること。

【電子メール】shiminkatsudo@city.ikoma.lg.jp

---

## 5 質問の受付及び回答

(1)提出期限:令和 8 年 5 月 20 日(水)16 時まで(必着)

(2)質問対象:質問は、募集要領、仕様書、提出書類、応募資格、事業の対象範囲、実施条件、審査方法その他全参加者に共通する事項に関するものを対象とする。なお、提案内容の個別具体の相談、採点見込み、他の参加者の提案内容に関する事項等は、質問の対象外とする。

(3)提出方法:別添の質問書(様式 1-2)により、電子メールで提出すること。

【電子メール】shiminkatsudo@city.ikoma.lg.jp

※電子メール以外の方法で提出された質問に対しては回答しない。

(4)回答日:令和 8 年 5 月 25 日(月)17 時まで

(5)回答方法:生駒市ホームページに掲載する。

---

## 6 個別対話の実施

(1)目的:本事業の趣旨、提案対象範囲、実施条件等に関する認識の齟齬を解消し、提案内容の具体化を促すため、希望する提案者を対象として、企画提案書提出前に個別対話を実施する。なお、個別対話は、提案内容を採点上有利に導くための助言を行うものではない。

(2)対象者:オンライン概要説明会に参加した者のうち、個別対話を希望する提案者とする。

(3)提出書類:個別対話を希望する提案者は、個別対話申込書(様式1-3)及び個別対話質問書(様式1-4)を提出すること。個別対話質問書には、確認を希望する事項を具体的に記載するものとする。

(4)提出期限:令和 8 年 5 月 22 日(金)12 時まで(必着)

(5)提出方法:電子メールにより提出すること。送信後、到着確認のため必ず電話にて連絡すること。

【電子メール】shiminkatsudo@city.ikoma.lg.jp

【電話番号】0743-74-1111(内線 2060)

(6)実施日:令和 8 年 5 月 26 日(火)から 5 月 28 日(木)までの間で本市が指定する時間(9 時 00 から 17 時 00 分まで)

(7)実施方法:個別対話は、Zoom を使用する。申込受付終了後に参加用リンクを送付する。事前に提出された個別対話質問書に基づき、1 者ごとに非公開で実施する。対話時間は、1 者当たり 1 時間程度とする。なお、対面での実施を希望する場合は、その旨をメールにて申し出ること。

(8)参加人数:各団体及び各グループにつき5名以内とする。

(9)対象事項:個別対話の対象事項は、事業趣旨、提案対象範囲、実施条件、地域との関わり方、実施体制等に関する確認事項とする。なお、評価基準の採点見込み、他者提案との比較、特定案の優劣判断、選定を前提とした個別誘導等に関する事項は対象外とする。

#### (10)留意事項

ア 本市は、他の提案者の提案内容、個別対話書及び個別対話の内容その他他の提案者に係る情報を一切提示しない。

イ 個別対話の内容のうち、公平性を確保するため他の提案者にも周知すべき事項については、必要に応じて生駒市ホームページ等で公表する。

ウ 個別対話への参加の有無は、審査上の有利又は不利として取り扱わない。

---

## 7 企画提案書等の作成及び提出

### (1) 提出書類・必要部数

① 業務実施体制回答書及び企画提案書提出届(様式2) 原本1部

② 業務実施体制各種調書(ア～ケ)及び企画提案書等

ア～カは原本1部・副本1部(副本については、提案者名が分からないようにマスキング処理等を実施すること)、キ～コは原本1部。

なお、市に今年度有効な一般競争(指名競争)参加資格審査申請書を提出している者又は令和8年度物品・委託業務業者登録申請書を提出している者については、サ～スを省略することができる。なお、「(コ)参考見積書」について、押印しない場合、会社の「住所」、「会社名」、「代表者名」のほか、「発行責任者及び担当者の氏名及び連絡先(電話番号又はメールアドレス)」を記入すること。

ア 会社概要(様式3)

グループによる提案の場合は、すべての構成団体分を提出すること。

イ 業務実績調書(様式4)

(ア)業務実績調書に記載した事業の様子がわかる資料(紙媒体、データ媒体問わず)を各1部提出すること。ただし、事業の様子がわかる URL があれば、それを記載することで提出があったものとみなす。

(イ)グループによる提案の場合は、すべての構成団体分を提出すること。

ウ 基本要件一覧表(様式5)

※対応欄に「○」・「△」・「×」で回答を記載すること。

※「△」と回答する場合は、備考欄に代替案や条件を記載すること。

※対応欄に「×」と回答する場合は失格とする。また、対応欄に「△(代替案で対応可能、条件付きで対応可能)」と回答し、その代替案や条件が本市の環境において実現可能性が低いものとの判断により「対応不可」とされた場合は、失格

とする。

エ 運用費用見積書(様式6)

本業務により構築又は導入したデジタルシステムについて、事業終了後に本市が継続利用する場合のランニングコストについて各年度の費用額を記載すること。

オ 担当者名簿(様式7)

カ 再委託調書(様式8) ※再委託する場合のみ提出

キ グループ協定書(様式9) ※グループによる提案の場合のみ

ク 役員等一覧表(様式10)

ケ 企画提案書(任意様式)

別紙「新しい地域コミュニティ構築推進事業委託業務に係る公募型プロポーザル企画提案書等作成要領」に基づき作成すること。

コ 参考見積書(任意様式)

※追加費用が発生する可能性がある旨の前提条件は原則認めない。

※業務の実施に係る概算費用を内訳が分かるように項目ごとに記載すること。

【本市の令和8年度物品・委託業務者登録申請書を提出している者は、以下の書類は提出不要】

サ 登記簿謄本又は登記事項全部証明書(その他の団体等で法人登記がない場合は、定款その他の規約)【提案時点で発行から3ヶ月以内の物:写し可】

シ 法人税、消費税及び地方消費税の納税証明書(法人:納税証明書その3の3、個人:納税証明書その3の2)【提案時点で発行から3ヶ月以内のもの:写し可】

ス 誓約書(様式11) ※グループによる提案の場合は、すべての構成団体分を提出すること。

(2) 作成要領

別紙「新しい地域コミュニティ構築推進事業委託業務に係る公募型プロポーザル企画提案書等作成要領」参照

(3) 提出期限等

① 提出期限 令和8年6月5日(金)16時まで(必着)

② 提出場所 生駒市役所 地域活力創生部 地域コミュニティ推進課(市役所 2階 24番窓口)

③ 提出方法 PDF データで電子メールにより提出し、到着確認のため必ず電話にて連絡すること。

(電子メールアドレス)shiminkatsudo@city.ikoma.lg.jp

(電話番号)0743-74-1111(内線2060)

---

## 8 審査方法

プロポーザルの審査は以下のとおりとする。

### (1) 第1次審査(書類審査)

提出された業務実施体制回答書及び企画提案書を「9 審査基準及び配点」に基づき審査し、一定の基準点に達した提案者から5者程度を選考する。ただし、プロポーザルの提案者が5者程度の場合は、第1次審査を省略し、第2次審査において提出書類審査及びヒアリング等による審査を実施できるものとする。

実施日:令和8年6月10日(水)(予定)

### (2) 第2次審査(ヒアリング等による最終審査)

第1次審査により選考された者に対し、企画提案についてのプレゼンテーションによるヒアリング等を実施し、「9 審査基準及び配点」に基づいて再評価し、最も優れている提案を特定する。

ただし、総得点が上位であっても、個別の評価項目において著しく低い評価であると認められる場合は、特定者としなないことができるものとする。また、審査委員会が一定の評価に達した者がいないと判断する場合は、適格者なしとすることができるものとする。

①実施日:令和8年6月18日(木)予定

※実施時間、場所等については、別途通知する。

なお、第1次審査を省略する場合も、令和8年6月18日(木)に実施する。

②出席者 3名以内とする

③説明等

ア プレゼンテーションの時間は、準備及び片付時間も含め、1者につき25分以内とする。

イ プレゼンテーション終了後、25分以内で審査員のヒアリング時間を設ける。

ウ プレゼンテーションは、提出した企画提案書に基づいて行うものとし、他の資料配布は認めない。

エ プレゼンテーションにパソコンが必要な場合は、各自で用意すること。会場、スクリーン、プロジェクター及び電源については本市で用意する。

### (3) 審査結果の通知

①第1次審査

審査結果を電子メールで通知する。なお、選考された者のみ、審査結果及びヒアリング等を実施する旨を電子メールで通知する。

②第2次審査

審査結果を電子メールで通知する。

なお、個別対話への参加の有無は、審査上の有利又は不利として取り扱わない。

---

## 9 審査基準及び配点

プロポーザルは、別紙「新しい地域コミュニティ構築推進事業委託業務に係る公募型プロポーザル審査方法、審査項目及び評価基準」に基づき審査する。

---

## 10 日程

審査委員会 令和8年3月30日

公示 令和8年4月27日

オンライン概要説明会受付締切 令和8年5月11日

オンライン概要説明会 令和8年5月12日

質問受付締切 令和8年5月20日 16時00分

質問回答 令和8年5月25日 17時00分

個別対話申込書・個別対話質問書受付締切 令和8年5月22日 12時00分

個別対話の実施 令和8年5月26日～5月28日(予定)

追加周知事項の公表 令和8年5月29日 17時00分

企画提案書等受付締切 令和8年6月5日 16時00分

第1次審査 令和8年6月10日(予定)

第2次審査 令和8年6月18日(予定)

選定結果通知 令和8年6月下旬(予定)

契約締結 令和8年6月下旬(予定)

---

## 11 失格事項

提出書類又は提案者が、次のいずれかに該当する場合は失格とする。

- (1) 提案書の提出方法、提出場所又は提出期限に適合しないもの
- (2) 提案書の作成形式及び記載上の留意事項に示された要件に適合しないもの
- (3) 提案書等提出期限後に参考見積書内の金額に訂正を行ったもの
- (4) オンライン概要説明会に参加しなかったもの
- (5) 第2次審査(ヒアリング等による最終審査)に出席しなかったもの
- (6) 虚偽の申請を行い、提案資格を得たもの
- (7) 機能要件一覧表(様式5)の区分欄が「必須」の項目について、対応欄に「×」と回答したもの。また、対応欄に「△(代替案で対応可能、条件付きで対応可能)」と回答し、その代替案や条件が本市の環境において実現可能性が低いものとの判断により「対応不可」とされたもの

(8) 参考見積書の金額が、「2 業務に要する費用(予定価格)」を超過したもの

---

## 12 契約

受託候補者特定後、随意契約に係る協議を行い、協議が整い次第、速やかに随意契約の手続を行うものとする。なお、その際には、特定された者は改めて見積書を提出するものとする。

---

## 13 その他留意事項

- (1) 提出期限以降における書類の差し替え及び再提出は認めない。
  - (2) 提出書類に虚偽の記載をした場合は、提出書類を無効とするとともに、入札参加停止措置を行うことがある。
  - (3) 提出書類は返却しないものとし、提案者の特定以外には提案者に無断で使用しない。
  - (4) 書類の作成、提出及びその説明に係る費用は、提案者の負担とする。
  - (5) 「担当者名簿(様式7)」に記載した配置予定の担当者は、原則として変更できない。なお、やむを得ない理由により変更する場合には、生駒市と協議の上、決定するものとする。
  - (6) 提出書類の著作権は、提案者に帰属するが、本市が本件の選定の公表等に必要な場合には、本市は、提出書類の著作権を無償で使用できるものとする。
  - (7) 提出書類は、生駒市情報公開条例に定めるところにより、その全部または一部を公開する場合がある。ただし、提案者が事業を営む上で、正当な利益を害すると認められる情報は不開示となる場合がある。なお、本プロポーザルの受託候補者特定前において、決定に影響するおそれのある情報については、決定後の開示とする。
  - (8) 個別対話において本市が示した内容であっても、全提案者に共通して周知すべき事項については、別途公表する場合がある。
  - (9) 個別対話は提案内容の確認を目的とするものであり、提案者の選定を保証するものではない。
- 

## 14 担当部署(提出・問合せ先)

生駒市役所 地域活力創生部 地域コミュニティ推進課

担当:松尾、和田

住所:生駒市東新町 8-38

TEL:0743-74-1111(内線 2060)

E-mail:shiminkatsudo@city.ikoma.lg.jp